第十八条の十九第一項若しくは第二項	保育士登録を	保育士登録簿	保育士登録の
第十八条の三十四第一項若しくは第二項	地域限定保育士登録を	地域限定保育士登録簿	地域限定保育士登録の

第三節　雑則

第六条の五十五　この章で定めるもののほか、保育士及び地域限定保育士に関し必要な事項は、都道府県知事が定める。

第二十五条の二十八　［略］

［②　略］

［③］　法第二十五条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～三　略］

四　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

［五・六　略］

第三十六条の七　児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三十六条の八　［略］

［②　略］

［③］　指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一　［略］

二　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

［三・四　略］

［④　略］

第三十六条の二十九　法第三十三条の十五第一項（法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の十四第一項に規定する一般通告等又は同項の規定による通知の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十第一項に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る事業、里親、施設又は一時保護（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

［節を加える。］

［条を加える。］

第二十五条の二十八　［同上］

［②　同上］

［③］　法第二十五条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～三　同上］

四　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

［五・六　同上］

第三十六条の七　児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三十六条の八　［同上］

［②　同上］

［③］　指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一　［同上］

二　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

［三・四　同上］

［④　同上］

第三十六条の二十九　法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指